

岡山学院大学数理・データサイエンス・AI教育プログラム推進委員会規程

(趣旨)

第1条 学生に、①専門職として予測困難な時代を生き抜くための、学生が自律的に学習し行動する力を身に付けること、②数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AIを適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を身に付けること目標とする教育プログラムを体系的に実施することを推進するために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この規程は、前条の趣旨に基づき岡山学院大学（以下「本学」という。）に数理・データサイエンス・AI教育プログラム推進委員会（以下「委員会」という。）を設置し、全学的に取り組むことを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（以下「プログラム」という。）において身に付けることのできる能力、修了要件、開設される授業科目、授業の方法及び内容並びに実施体制に関する事項
- (2) 学生に対するプログラムの履修を促す取り組みに関する事項
- (3) プログラム最優秀修了者表彰に関する事項
- (4) プログラムについての自己点検・評価に関する事項
- (5) プログラムの情報公開に関する事項
- (6) その他プログラムの実施に際し必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- (1) 委員長は、学長が指名し、委員会を運営・統括する。
- (2) 委員は、学長が指名した教職員若干名
- (3) その他委員長が必要と認めた者
 - 2 前項に掲げる委員の任期は、原則文部科学大臣が認定するプログラムの計画期間とする。
 - 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員長は、会務を総括するとともに会議を招集し、その議長を務める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代行する。
- 3 委員長は、会議運営のため、その他委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(自己点検・評価)

第6条 第3条第4項に掲げる自己点検・評価は次に掲げる事項について、本学学則第1条第2項に定める岡山学院大学自己点検・評価委員会において行う。

- (1) プログラムの教育課程に関する事項
- (2) プログラムの学生支援に関する事項
- (3) 学生アンケート等を通じた、学生の内容の理解度・他の学生への推奨度に関する事項
- (4) 全学的な履修者数・履修率向上に向けた計画の達成・進捗状況に関する事項
- (5) プログラム修了者の進路・活躍状況、企業等の評価に関する事項
- (6) 産業界等社会からの視点を含めた、プログラム内容・手法に関する事項

(情報公開)

第7条 第3条第5項に定める情報公開は、認定に関する申請様式、毎年の自己点検・評価結果等を本学のホームページに公開するものとする。

- 2 前項の情報に加え、次に掲げる情報も積極的に公開するように努める。
 - (1) プログラムの中で学生が実際に取り組んだ課題や扱ったデータ・ツール等
 - (2) プログラムで用いた教材、プラットフォーム等
 - (3) データサイエンスを身近なものとして学生が実感し、それを活用・応用するための工夫・取組

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、学務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会に諮って学長が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。